

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	相模原市就学援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市教育委員会は、評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える恐れのあるリスクを認識し、想定されるリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

相模原市教育委員会

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に関する事務
②事務の概要	<p>1) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条に係る特定の疾病のための医療に要する費用を当該児童生徒の保護者に援助する</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に基づき、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学奨励金(学用品費等)を交付する</p> <p>(3) 相模原市特別支援学級就学奨励費交付要綱に基づき、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し就学奨励費(学用品費等)を交付する</p> <p>≪特定個人情報ファイルを使用する事務≫</p> <p>① 就学援助(要保護、準要保護、支弁区分2及び3)の認定</p> <p>② 就学奨励金及び就学奨励費の支給</p> <p>③ 医療券の発行</p> <p>④ 医療費の支払い</p>
③システムの名称	共通基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助情報提供ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項、第2項 ・番号法別表40の項 ・番号法別表の主務省令 第23条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)第4条及び別表第1の6の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年相模原市教育委員会規則第22号)第3条～第5条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、63、161の項 ・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育局学務課 市長公室DX推進課
②所属長の役職名	学務課長 DX推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号 TEL042-769-8331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相模原市 教育局 学務課 就学支援班 〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号 TEL 042-769-9262
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	所属長	井上京子	八木英次	事後	
平成30年3月9日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第1項、第2項	第9条第2項	事後	
平成30年3月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ツ、第44条第1号ツ	別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ナ、第44条第1号ナ	事後	
平成30年3月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・番号法第19条第14号	事後	
平成30年3月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第三号)第2条、第3条	記載を削除	事後	
平成31年3月7日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)第4条及び別表第1の10の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)第4条及び別表第1の9の項	事後	
平成31年3月7日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学務課長 八木英次 情報政策課長 井上隆	学務課長 情報政策課長	事後	
平成31年3月7日	IV リスク対策	なし	基礎項目評価書の記載のとおり	事後	
令和2年3月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第2項	第9条第1項、第2項	事後	
令和2年4月4日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)第4条及び別表第1の9の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)第4条及び別表第1の8の項	事後	
令和3年3月4日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)第4条及び別表第1の8の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)第4条及び別表第1の7の項	事後	
令和4年3月4日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	教育局教育環境部学務課 企画財政局企画部情報政策課	教育局教育環境部学務課 市長公室DX推進課	事後	
令和4年3月4日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学務課長 情報政策課長	学務課長 DX推進課長	事後	
令和4年3月4日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)第4条及び別表第1の7の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市教育委員会規則第22号)第2条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)第4条及び別表第1の6の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市教育委員会規則第22号)第3条	事後	
令和5年3月4日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	教育局教育環境部学務課 市長公室DX推進課	教育局学務課 市長公室DX推進課	事後	
令和6年3月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ナ、第44条第1号ナ	・番号法第19条第15号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ラ、第44条第1号ラ	事後	
令和7年3月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第一の27の項	・番号法別表40の項	事後	
令和7年3月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法別表第2の26の項、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ラ、第44条第1号ラ ・番号法第19条第7号 別表第2 38の項	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、63、161の項 ・番号法第19条第9号	事後	